

京阪神三商工会議所ライフサイエンス振興懇談会

■趣旨・目的

- ライフサイエンス分野において先進的な大学・研究機関・企業が集積し、大きなポテンシャルを有する関西圏に、国際的イノベーション拠点を形成することを目標に、民間レベルで一丸となって取り組む。
- 目標実現にあたっては、大阪・京都・兵庫の関西圏が指定されている関西圏国際戦略特区制度を最大限活用するとともに、事業の相互連携等を進める。

■構成メンバー(京阪神三商工会議所ライフサイエンス担当副会頭)

- 大阪商工会議所 手代木功副会頭 (塩野義製薬(株)代表取締役社長)
- 京都商工会議所 服部重彦副会頭 (株島津製作所相談役)
- 神戸商工会議所 家次恒副会頭 (シスメックス(株)代表取締役会長兼社長)

■申し合わせ事項

- 臨床研究中核病院等、施設を限定した医薬品・医療機器の早期承認制度について検討する。
- 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) で実施するGCP、GMP等の査察につき、地元で行えることを目指す。
- 京阪神各地域が有するライフサイエンス振興プラットフォームについて相互に活用する。
- 健康医療ビッグデータの収集に関する規制緩和について検討する。
- 三商工会議所の意見を府県に対し積極的に働き掛ける。
- 本懇談会を3 - 4カ月に1回程度の頻度にて持ち回りにて実施する。

■これまでの開催実績

- (第1回) 平成27年11月13日@大阪
申し合わせ合意
- (第2回) 平成28年2月3日@京都
進捗確認、要望実施合意
- (第3回) 平成28年5月30日@神戸
進捗確認、要望案審議
- ★平成28年6月22日 三商要望建議
- (第4回) 平成28年9月30日@大阪
進捗確認、自治体招聘



右から手代木(大商)、服部(京商)、家次(神商)各副会頭

大阪大学大学院医学系研究科・同附属病院との包括連携協定 締結（2016年4月12日）

国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院と
大阪商工会議所との間の研究・事業化連携に関する協定書
(Medical/Healthcare Partnership Agreement)

同大学法人大阪大学(以下、「甲」という。)と大阪商工会議所(以下、「乙」という。)は、甲の大学院医学系研究科及び医学部附属病院(以下、「各機関」という。)とが、本協定の包括的な連携推進により、健康・医療分野におけるイノベーションの実現に向け、組織、分野を越えた多様な連携の推進、人材の育成・交流、学術研究の振興と研究成果の事業化、社会活用の推進を図るため、ここに連携推進協定を締結することに合意するものである。

第1条 各機関の代表者は、健康・医療分野におけるイノベーションの実現に向けた学術研究の振興と研究成果の事業化、社会活用の推進を図るため、以下により連携推進を行うものとする。

- (1) 共同研究講座の設置等による共同研究の振興と研究者の育成・交流
- (2) 事業化に向けた知財戦略、ベンチャー支援等のための人材の育成・交流
- (3) 組織、分野を越えた多様な連携の推進による研究成果の事業化、社会活用推進に向けた新たな試みや試行段階の研究、実証事業等の実施

第2条 前条に定める共同研究、人材の育成・交流、等の具体的な事項は、その都度両者が互見の交換を行い調整するものとする。

第3条 各機関の代表者は、本協定の存続につき、第三者に開示できるものとする。

第4条 本協定は、協定締結の日から2年間効力を有するものとする。各機関の代表者のいずれかが本協定の満了する6ヶ月前までに文書により通知した場合は、本協定を終了することができるものとする。また、当該通知がなされない場合は、本協定はさらに2年間更新されるものとする。

第5条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、もしくは改定が必要がある場合は、各機関の代表者が協議のうえ、処置するものとする。

この協定書は、3箇所作成し、各機関の代表者がそれぞれ1箇所保有するものとする。

平成28年4月12日
国立大学法人大阪大学 大学院医学系研究科長

澤 芳樹
澤 芳 樹

国立大学法人大阪大学 医学部附属病院長

野口 眞三郎
野 口 眞 三 郎

平成28年4月12日
大阪商工会議所 専務理事

宮城 勉
宮 城 勉

大阪・関西発の健康・医療分野におけるイノベーション創出へ！！



宮城・大商専務（左から3番目）、澤・阪大研究科長（右から2人目）、野口・阪大病院長（右端）

健康・医療分野におけるイノベーションを推進し、組織、分野を越えた多様な連携の推進、人材の育成・交流、学術研究の振興と研究成果の事業化、社会活用の推進を図る

主要要望活動

■「関西圏におけるライフサイエンス産業振興にかかる要望」(平成28年6月22日建議)

- 京阪神三商工会議所合同で初めてのライフサイエンスに特化した要望
- 主要要望内容は以下のとおり。
 - ・国家戦略特区を活用した大胆かつ迅速な規制緩和（医薬品早期承認等）
 - ・個別化医療を見据えた薬事未承認検査環境の整備、獣医学部の設置要件緩和
 - ・PMDA 関西支部の更なる機能強化（再生医療関連審査機能移転など） など

■「大阪圏におけるバイオ医療産業拠点形成にかかる要望 ～“まちなか”での創薬・イノベーション創出拠点の拡充に向けて～」(平成28年8月9日建議)

- ・民間がレンタルラボ等を整備する場合の設備投資特別償却制度の創設
- ・民間レンタルラボ活用による日本医療研究開発機構（以下、「AMED」）サテライトラボの整備と創薬支援ネットワークによるオンサイト（＝レンタルラボの現場）での支援
- ・複数創薬企業による創薬標的および基盤技術のバリデーション（＝妥当性確認）に対する国の支援
- ・民間レンタルラボ活用による医薬基盤・健康・栄養研究所「創薬デザイン研究センター」のサテライトラボの整備
- ・AMED支援完了案件のベンチャー企業化支援プログラムの整備、および入居ベンチャーへの支援プログラムの拡充
- ・現施設で不足する機能を補完するとともに、競技者負担の軽減のため、国立スポーツ科学センター（JISS）の西日本拠点の創設 など